

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 4月度)

- 1 日 時 令和3年4月5日(月)
開会：午後2時55分
閉会：午後3時47分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 14名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 13番 山下 茂昭
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 賃借料情報の提供について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
5名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長 赤倉 哲郎 主 事 前田 智之
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和3年度4月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)
(事務局) ありがとうございました。

(新任職員) 挨拶 (略)

(事務局) 今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 賃借料情報の提供について
です。

□議長 (会長) 本日は、山下茂昭委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、上出委員、西塚委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

次に、今ほどの、農地中間管理事業の利用集積計画について変更がありますので、本日お配りいたしました補足資料1・2にてご説明いたします。

初めに、補足資料1の1番ですが、4月配分予定となっておりました以下の氷見市管理番号の——名——筆の農地につきまして、利用権設定を行わない申し出がありました。農地面積は—— m^2 となっております。

補足資料1の2番ですが、氷見市管理番号——の農地につきまして、作付面積、賃料を変更する申し出がありました。地番——の農地につきましては作付面積を—— m^2 から、—— m^2 に、賃料を——円から——円に変更いたします。

以上、補足資料1による出し手数、筆数等の変更につきましては、出し手数は——名、総筆数は——筆、総面積は登記簿面積が—— m^2 、作付面積が—— m^2 となります。

なお、農事組合法人**の申請につきましては、業務の都合上初回申請と追加申請を分けて処理する必要がありました。そのため、両方で申請を行った出し手は、それぞれを新規の1名として4月配分の出し手の合計人数に計上しております。実際の人数につきましては、カッコ内に記載されております——名です。

続きまして、補足資料2をご覧ください。

農事組合法人**の出し手につきまして、初回分と追加分において異なる住所で申請を行った出し手がいました。同一人物であることと、正式な住所を確認しましたので、資料のとおり変更いたします。

変更の説明は以上です。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 補足資料1で中間管理機構との利用権設定を行わない申し出があったということですが、自分で作るといえることですか。

(農林畜産課) その土地をどのように利用されるかは把握していません。

(**委員) 今後改めて利用権設定の申請が出てくるのか確認しておいてください。

(**委員) 追加申請で賃借料がなぜ挙がっていないのか合わせて確認しておいてください。

□議長 (会長) 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長 (会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長 (会長) それでは、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は1件です。

対象農地は——筆で、申請面積は——m²です。

土地は、氷見市**——番地で、登記地目は全て田です。

譲渡人 金沢市**——番地 (氏名**) から、

譲受人 氷見市**——番地 (氏名**) へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

ゆずりわたし 譲 渡 人 は出身地の農地の全てを ゆずりうけにん 譲 受 人 に贈与するとのことであります。

なお、ゆずりうけにん 譲 受 人 は、既に——番の利用権設定による担い手になっており、令和**年**月末まで設定期間としています。このことから、利用集積計画による所有権移転が可能でありましたが、贈与であるため譲渡所得の課税の特例も必要ないことから、双方承知の上、利用集積計画による申出は希望されませんでした。

こうした形で、不在地主等の恐れがある農地を地元の者の名義に変えていくことも、立派な農地の保全、維持の活動であります。今回は、利用集積計画を利用なさいませんでした。移転経費が抑えられる方法があることを広めていく必要があると思います。

また、議案の表の最後に合計面積、取得後の経営面積は、譲受人^{ゆずりうけにん}の既存経営面積と申請農地面積を足したものになるところ、先に申し上げました——番の利用権設定分——㎡分を調整控除してありますので、ご注意願います。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） どうしてうまく成立したのか差し支えない範囲で聞いておいてください。区長さんが間に入ったとか、親戚関係だったとか情報として持っておいてください。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、1件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。
使用借人は高岡市**——番地（氏名**）、
使用貸人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。
申請面積は——m²です。
農地区分は第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

引き続き、許可基準について説明。

今回、付された案件1件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けます。

（**委員） 報告いたします。先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました。

今回の案件1件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、農地転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 申請面積が——m²に対して、施設面積が——m²と大きいんですが。

（事務局） 今申請の挙がっている——番が畑で、今回宅地に転用して、隣の宅地と一体にして新築されるということです。

(**委員) 次回から敷地面積のところに隣接地番と合わせて利用することを記載してくれたらわかりやすいのでよろしくお願いします。

□議長(会長) 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長(会長) 次に、第4号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より3月22日付けで諮問(意見照会)があり、本総会において審議し、答申するものです。

第4号議題、氷見市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人が氷見市**——番地(氏名**）、

願出者は氷見市**——番地(氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも田です。

対象地の面積は——m²、除外後の用途は**敷地拡張です。

土地改良事業の事業完了年度は平成15年です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は**業と果樹の栽培・販売をしており、近年、**業の業績が伸び、既存**敷地のみでは手狭になっていることに加え、昨年、**資材置場で資材の盗難にあったことから、一部資材については目の届く**敷地内に移動させたいこと、また検討範囲内には非農地はなく、既存の**敷地に隣接しており、休耕田でもある願出地が近隣の耕作地及び耕作者への影響も少な

く最適であるとのこと。検討範囲内には他に取得できる土地はなく、願出地が最適であるとのこと。

また、隣接耕作者、集落代表者、地区農業委員、土地改良区からの同意も得られております。

除外の基本的な要件といたしましては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかどうかご審議の程よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員、**委員、該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、代表して**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと**委員、地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件は、原案のとおり除外はやむを得ないと判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか。

意見のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題、賃借料情報の提供について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第5号議題、賃借料情報の提供について、説明申し上げます。

賃借料情報の根拠法令、根拠条文になっておりますは農地法第52条で、「農業委員会は賃借等の動向、その他、情報の提供を行うものとする。」と規定されており、その規定に基づき情報提供を行うものです。

賃借料は、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に利用権設定されたデータを基に、積算、集計、作成をいたしました。

この賃借料実績データを市内19地区に分けて、それぞれを1級地、2級地、3級地及び最高額、最低額、平均額、データ数を出しております。

今後、情報提供の方法としましては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報JAひみし」及び「広報ひみ」の各広報誌への掲載を通じて情報提供を行ってまいります。また、氷見市のホームページにも記載する予定になっております。

以上でございます。

原案のとおり決定・提供してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

（**委員） 1級、2級、3級となっているんですが、これは田んぼの大きさや形ではなくて、その地区ならすべて1級ということではよろしいですか。

(事務局) 地区ごとに収量などで1級、2級、3級に分けています。地区で決まっています。

(**委員) 20年ほど前に賃借料情報は公表しないという時期があったのではないかと思います。最近はずっと公表しているのですか。

(事務局) 手元にある一番古いデータは平成20年ですからそこからは公表しています。

□議長(会長) 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第5号議題、賃借料情報の提供について、原案のとおり情報提供することといたします。

□議長(会長) 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会4月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年4月5日

議 長

署名委員

署名委員
